

事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 1 3 日

公益社団法人 日本バス協会
一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会 御中
一般社団法人 全国個人タクシー協会

国土交通省物流・自動車局旅客課

旅客自動車運送事業の運賃及び料金等の公示方法について（依頼）

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会決定。以下「一括見直しプラン」という。）を踏まえ、「自動車登録番号標交付代行者規則等の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令第 58 号）」において「旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）」が改正され、旅客自動車運送事業の運賃及び料金等の公示方法について、従来の掲示に加えてウェブサイトへの掲載を追加するとともに適用除外関係についても定められております。（改正箇所は別紙のとおり）

については今後、「一括見直しプラン」の趣旨に鑑み、改正内容を踏まえた適切な方法による公示がなされるよう、周知いただけますようよろしくお願い致します。